

国民年金の加入手続きをされた方へ

1. 国民年金保険料は、月額17,510円（令和7年度）です。

- ・ 1か月ほどで納付書が日本年金機構からご自宅に郵送されます。
- ・ 納付期限までに、銀行や郵便局等の金融機関、コンビニエンスストア、電子納付（Pay-easy）、スマートフォンアプリなどで納付してください。
- ・ 急いで納付したい場合や、前納（まとめて前払い）したい場合は、保険年金課や藤沢年金事務所へご相談ください。

付加保険料について

- ・ 定額保険料に付加保険料（月額400円）を上乗せして納付すると、将来の老齢基礎年金に、年額で200円×納付月数分の金額が加算されて年金が受け取れます。
- ・ お申込みをした月から加算されます。さかのぼってのお申込みはできません。
- ・ 国民年金基金に加入中の方はお申込みできません。iDeCoの掛金の限度額に影響するので、申込先金融機関へお問い合わせください。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからの電子申請もできます。

2. 保険料の納付には口座振替やクレジットカード納付が便利です。

- ・ 口座振替やクレジットカード納付の申込用紙は、保険年金課や各支所、藤沢年金事務所にあります。日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
- ・ 口座振替の手続きは、申込用紙に必要事項を記入し、年金事務所、金融機関または郵便局へ提出してください。（預金通帳と届出印、年金手帳または基礎年金番号通知書を持参）。
- ・ 日本年金機構から引き落とし開始月の通知がありますので、それまでの月分は納付書で納付してください。

※口座振替では、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインして、オンラインでのお申込みも可能です（一部対応できない金融機関あり、詳細は日本年金機構のホームページを参照）。

3. 国民年金保険料の前納（まとめて前払い）がお得です。

保険料を前納（まとめて前払い）することで、割引を受けることができます。

（令和7年度）

納付方法	1か月	6か月前納		1年前納		2年前納	
		前納額	割引額	前納額	割引額	前納額	割引額
現金納付	17,510円	104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円
口座振替	17,510円	103,870円	1,190円	205,720円	4,400円	408,150円	17,010円
クレジットカード納付	17,510円	104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円

- 口座振替には「早割」（当月分の保険料を当月末に引落とすことで60円割引）もあります。
- 年度の途中（現金納付は任意の月、口座振替・クレジットカード納付は申込月の翌月以降の振替（立替）開始月）から当年度末または翌年度末までの保険料をまとめて前納することができます。月数に応じて割引額は増減します。
- 口座振替・クレジットカード納付の2年前納は「2年前納」と、翌年度の4月からの「2年前納（4月開始）」のいずれかを選択できます。「2年前納（4月開始）」をご希望の場合は、2月末までにお申込みが必要です。ご希望の場合は、保険年金課や藤沢年金事務所です手続き可能です。

4. 保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度があります。

所得の減少や失業、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等（令和4年度分のみ）で保険料の納付が困難なときは、保険料の納付が免除される制度があります。次の①～③のいずれの場合も原則、毎年申請が必要です。

- いずれの場合も該当月から10年以内であれば納付（追納）が可能です。（経過年数に応じて加算額が上乗せされます。）
- 失業の場合は、雇用保険の「離職票」や「受給資格者証」などの書類、または電子データが必要です。
- 学生納付特例の申請には学生証の写し、在学証明書（原本）が必要です。

申請は、保険年金課や藤沢年金事務所で受け付けています。手続きに必要なもの等についてはお問い合わせください。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからの電子申請もできます。

		前年所得の審査対象者	年金受給資格期間に	老齢基礎年金受給額の計算に
①	免除(全額・一部)	本人・配偶者・世帯主	含まれる	含まれる（一部免除は納付した場合）
②	納付猶予	本人・配偶者	含まれる	含まれない
③	学生納付特例	本人	含まれる	含まれない

5. 産前産後期間は国民年金保険料が免除されます。

- 国民年金第1号被保険者で、平成31年2月以降に出産された方（妊娠85日以上の出産で、死産、流産、早産を含む）や、6か月以内に出産予定の方が対象です。
- 免除期間は、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間です。
- 届出により免除期間も保険料を納付したのものとして将来の受給額に反映されますので、必ず手続きをしてください。
- すでに納付や免除手続きをしても届出ができ、納付済みの保険料は後日お返しします。

届出は、保険年金課や各支所、藤沢年金事務所で受け付けています。

必要なもの：マイナンバーカード、年金手帳または基礎年金番号通知書、母子健康手帳など出産日の分かるもの

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからの電子申請もできます。

6. その他の手続き

- 海外に転出するとき・・・国民年金の脱退、または任意加入の手続きが必要です。保険年金課、各支所（脱退のみ）、年金事務所で手続きをしてください。
- 海外から転入するとき・・・国民年金の加入、または任意加入からの切り替えが必要です。
- 会社に勤めて厚生年金への加入や、配偶者の扶養に入る（国民年金第3号被保険者になる）とき・・・会社等が手続きをします。
- 高齢任意加入について・・・受給額を増やしたい場合（満期に達している方を除く）や受給資格期間が足りない場合は、60歳以降も任意で加入することができます。手続きは、60歳の誕生日の前日以降に可能です。詳しくは保険年金課、または藤沢年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先・・・鎌倉市 保険年金課 年金担当（1階9番窓口）
電話 0467-61-3963（直通）
年金事務所連絡先・・・日本年金機構 藤沢年金事務所
電話 0466-50-1151（代表）
日本年金機構ホームページ・・・<https://www.nenkin.go.jp/>